

# 財産評価 ～取引相場のない株式⑤～

非上場株式の原則的評価方式は、大会社・中会社・小会社に区分に応じて類似業種比準価額と純資産価額を折衷し、あるいは純資産価額のみで評価しましたね。今回からは、この類似業種比準価額と純資産価額について少し掘り下げて見ていきます。



## 6. 類似業種比準価額

類似業種比準価格は、類似業種の株価(A)×比準要素(B)×しんしゃく割合(C)で求めます。同じ業種の株価(A)に、その評価対象会社の特性(B)を加味し、さらに会社の規模に応じたしんしゃく割合(C)を乗じて評価対象会社の株価とします。壮大な話になりますが、頑張ってついてきてください。

### (1) いざ、株価の計算・・・でもその前に

現在は、株式の『額面』という概念はなくなりましたが、1株当たりの資本金額(資本剰余金も含まれます)は会社によってまちまちです。50円の会社もあれば50,000円の会社もあり、一般的に歴史がある会社ほど1株当たりの金額が小さい傾向にあるようです。

一株当たりの資本金額が違う株価同士を比較することは異種格闘技のようなもので、まずは統一ルールを設ける必要があります。そのルールとは『1株当たりの資本金額を50円に統一すること』です。というのも、国税庁が発表する上記(A)(B)は、全て1株当たりの資本金額が50円で計算されているからです。つまり評価対象会社がたとえ『1株当たり50,000円×200株発行=資本金1,000万円の会社』だったとしても、『資本金1,000万円÷1株当たり50円=200,000株発行の会社』と仮定して(A)(B)の計算を行います。

### (2) 類似業種の株価(A)

類似業種の株価は、全業種について月ごとに発表されています。例えば、『平成25年3月のパン・菓子製造業』の株価は850円となっていて(国税庁HP)、規模の大きなパン製造会社も規模の小さな菓子製造会社も、類似業種比準価額の計算上は同じ株価を用います。これが(A)です。この株価は業種ごとに異なるため、入り口となる類似業種の選択には細心の注意を払う必要がありますね。また、もし評価対象会社が2以上の業種を営んでいる場合には、原則的に、主に営む業種により判定します。平たく言うと、売上高が最も多い業種です。

この株価が高いと評価額は高くなることは言うまでもありませんが、たまたま株価が高いときに課税時期を迎えたことにより『先月死ねばよかったのに』などと不穏な空気になるといけないので、

- ① 課税時期の属する月の株価
- ② 課税時期の前月の株価
- ③ 課税時期の前々月の株価
- ④ 課税時期の前一年間の平均の株価



の中から最も低いものを採用することができます。おさらいになりますが、上場株式の場合は

- ① 課税時期の株価
- ② 課税時期の属する月の平均株価
- ③ 課税時期の前月の平均株価
- ④ 課税時期の前々月の平均株価



の中から、最も低いものを採用することができました。こうして並べると、採用可能な時期が少しだけ違いますね。ちなみに、上記パン・菓子製造業の平成25年2月、同1月、平成24年の平均株価はそれぞれ786円、739円、683円と発表されました。仮に課税時期が平成25年3月ならば、850円>786円>739円>683円となるため、最も安い683円を採用することができます。850円よりも約20%も安くなります。

波兵衛『先月死ねばよかったのにならなく、翌月まで生きていて欲しかったと言われたもんじゃな』